

○戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例

平成19年12月17日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等及び事業者が一体となり、ポイ捨ての防止、飼い犬のふん放置の防止及び歩行喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることにより、きれいで、安全で、快適な生活環境を確保し、戸田市にかかわるすべての人に愛されるようなきれいなまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、市に來訪し、又は市を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) ごみ等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物及び飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器包装をいう。
- (5) 公共の場所 公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所をいう。
- (6) ポイ捨て 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等に、ごみ等をみだりに捨てることをいう。
- (7) 回収容器等 ごみ等を回収し、又は収納するための容器その他これに類する物をいう。
- (8) 歩行喫煙 公共の場所において、歩行中又は自転車等に乗車中に喫煙をすることをいう。
- (9) 飼い主等 飼い犬の所有者又は占有者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨ての防止、飼い犬のふん放置の防止及び歩行喫煙の防止に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、ポイ捨て、飼い犬のふん放置の防止等に関し、市民等及び事業者に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活

動を支援しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ポイ捨てを防止するため、自ら生じさせたごみ等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、その居住する地域における活動に積極的に参加する等、ポイ捨てのないきれいなまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所、事業所周辺その他事業活動を行う地域において、ポイ捨てを防止するため、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者のうち、たばこ、容器飲料等を販売する者は、その販売する場所にたばこの吸い殻、容器包装等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるポイ捨てを防止するため、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(公共の場所等における飼い犬のふんの回収)

第8条 飼い主等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等において飼い犬を連れている場合、飼い犬のふんを処理するための用具を携行し、飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

(歩行喫煙の禁止)

第9条 市民等は、歩行喫煙をしてはならない。

(喫煙制限区域の指定)

第10条 市長は、受動喫煙による影響及び喫煙行為による危険を防止し、喫煙者と非喫煙者が互いに気持ちよく生活を送れるようなまちにするために特に必要と認められる区域を、喫煙制限区域（以下「制限区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、制限区域の指定について、時間帯を限って行うことができる。

3 市民等は、制限区域内において喫煙をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場所については、この限りでない。

4 市長は、制限区域を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するものとする。

(美化推進重点地区の指定)

第11条 市長は、ごみ等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地区を、美化推進重点地区（以下「重点地区」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該重点地区の関係住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点地区を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(指導勧告)

第12条 市長は、次に掲げる者に対し、指導又は勧告を行うことができる。

(1) 第7条から第9条までの規定に違反している者

(2) 第10条第3項の規定に違反している者

(命令)

第13条 市長は、前条の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置をとることを命ずることができる。

(適用除外)

第14条 前条の規定による命令については、戸田市行政手続条例（平成10年条例第27号）第3章の規定は適用しない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第13条の規定による命令に違反した者（第12条第2号に該当する者に限る。）は、1万円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。